

青梅市特別支援学級就学奨励費給与要綱

平成2年4月1日  
実施

改正 平成19年4月1日  
平成26年4月1日

平成24年6月15日

1 目的

この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）および同法施行令（昭和29年政令第157号）にもとづき、保護者の経済的負担軽減にかかる学用品費等を給与し、もって特別支援教育の就学奨励を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

2 奨励費の申請

就学奨励を受けようとする者は、就学奨励費受給申請書により申請しなければならない。

3 資格要件等

(1) 小・中学校特別支援学級児童・生徒の保護者で、同居の家族全員の前年所得金額（住民税課税方式に準拠）が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に定める生活扶助基準の居宅の場合の基準生活費（第1類および第2類（冬期加算含む。）、期末一時扶助、住宅扶助および教育扶助の年額をそれぞれ加算した額の2.5倍未満であること。ただし、2.5倍以上であっても通学に要する交通費については、給与の対象となるほか弱視、難聴、言語障害等の児童・生徒で定期的に通級指導学級において、特定の時間のみ特別の指導を受けている児童・生徒については、その通学にかかる特別に要する交通費のみを給与の対象とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、保護者が次のいずれかに該当するときは、給与の対象としない。

ア 生活保護法による保護を受けている者

イ 青梅市就学援助に関する規則（平成16年教育委員会規則第9号）による就学援助費の支給を受けている者

4 受給者の認定

保護者からの申請にもとづき所得状況等を調査し、前項の資格要件を満たしている場合は認定するものとする。

5 給与期間

(1) 就学奨励費は、認定の申請をした日の属する月から給与すべき理由が消滅した日の属する月までに児童・生徒が必要とした経費を対象として給与する。ただし、給食費の給食は、認定申請をした日の属する月および給与すべき理由が消滅した日の属する月について日割りとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、4月1日において受給資格を有する者が5月31日までに申請をした場合は、4月1日にそ及して就学奨励費を給与することができる。

6 制度の周知

この制度の周知については、別途周知文を児童・生徒を通じて配布し、保護者への周知徹底を図り該当者の申請を促すものとする。

7 年度途中の申請の処理

年度途中において希望申請があった場合は、申請の都度第2項、第3項および第4項にもとづき処理するものとする。

8 給与種目および給与額

給与種目	給与	
	小学校	中学校
1 学用品費	国の給与額	国の給与額
2 新入学児童生徒特別扶助費		
3 給食費	実費の半額	実費の半額
4 修学旅行費	—	実費の半額
5 修学旅行支度金	—	予算で定める額
6 校外活動費	予算で定める額	予算で定める額

7 通学費（第9項支給基準による）	J R、バス利用者は、定期券購入額 自家用車利用者は、別に定めた燃料単価に利用日数を乗じた額 自転車利用者は、パンク修理代実費
-------------------	---

#### 9 通学費支給基準

- (1) 児童、生徒および添付人の最も経済的な経路・方法となる通学のための交通費について通学届により学校長が認定した額を支給する。
- (2) 通学基礎額は、定期券の購入額を原則とし割引料金が適用できる場合は、これを適用する。ただし、交通機関等の利用日数により乗車券の方が経済的な場合は、これを支給基礎額とする。
- (3) 添付人の支給対象は、障害の程度が重度重複障害者に相当し自力通学が困難な者とし、学校長が認定した者とする。
- (4) 自家用車の利用対象は、自力通学が困難で付添いを必要とする者とし、学校長が認定したものとする。
- (5) 臨時または1か月未満の短期の経路および方法は、認定の対象外とする。
- (6) 児童、生徒の通学状況および付添い状況は、定期券等により随時確認できる体制をとり、変更が生じた場合は通学届を再提出させ速やかに再認定する。
- (7) 自動車利用者のパンク修理代は、支給対象となるため領収書を確認して算定する。
- (8) 自家用車利用の算定は、経路・出席日数を確認し、教育委員会が定める単価に往復距離分（小数点以下第2位切捨て）を乗じて算定する。  
なお、所要額の算定は、児童、生徒が乗車する1往復を児童、生徒分とし、児童、生徒が乗車しないもう1往復分を付添人分とする。

#### 10 給与方法

学用品費等の給与は、原則として金融機関振込みとするが保護者の希望により現金支給を認める。この場合は、学校長を通じて給与するものとする。

#### 11 実施期日等

この要綱は、平成29年4月1日から実施し、平成29年4月1日にその効力を失うものとする。

#### 12 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成24年6月15日から実施し、同年4月1日から適用する。
- (3) この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。